中小企業経営者向けセミナー

平成 22 年 4 月の労働基準法改正、『関係するのは大企業だけだろう、だからウチは大丈夫』と思っていませんか?残業の割増率アップ・有休の時間単位付与・・・強制ではないにしろ、中小企業でも対応に迫られる改正が盛り込まれています。社員から要望があったときにどう受け答えするのか?も考えておく必要がありますよね。今回のセミナーでは、労働基準法の改正ポイントをわかりやすく解説するだけでなく、中小企業が本当に知りたい"上手に乗り切る対応実務"についてご説明いたします。

平成 22 年 4 月の法改正への備えはできていますか?

労働基準法改正!! 上手に乗り切る労務管理と対応実務

【お話しする内容の一部】

- ■法改正のポイント
- 1. 労働基準法改正の目的と概要
- 2. 中小企業の範囲と適用猶予
- 3. 割増賃金率の引き上げと代替休暇・36協定
- 4. 時間単位の年次有給休暇
- ■上手に乗り切る方法
- 5. 就業規則と労使協定の規定例
- 6. 判断に迷わない実務現場の対応ポイント
- ※ご質問もお受けします。もしよろしければ、申込書『質問内容』欄にて、あらかじめお知らせください。

【開催場所と日時】

■ 開催日

平成21年12月3日(木)

13:30~16:00

■ 会場: 浜松労政会館(浜松商工会議所 7 階)

【講師プロフィール】

■ 講師 松本光司

特定社会保険労務士 年金アドバイザー

特定社会保険労務士として、中小企業経営者からよせられるさまざまな相談・トラブルを迅速・的確に処理して信頼を得ている。経営者の視点に立ったアドバイスや研修セミナーをおこなっている。



特定社会保険労務士とは:

労働者と経営者が争いになったとき、裁判によらない円満解 決のお手伝いをします。厚生労働大臣が定める研修を受け、 試験に合格することで資格が与えられています。

【受講料と定員】

■ 受講料: 5, 250円(税込)(顧問先様は無料です)

■ 定員: 30名 先着順です

(同業者様、顧問社労士・コンサルタントの参加はお断りしております)

✓ 従業員からのこんな質問や要求に対応できますか!!

- □ 1ヶ月60時間以上時間外労働をやっている。『新聞で見たけど1.25 じゃなくて1.5 の残業代をもらえなるはずだ』と言ってきた!
- □ 『45H (42H) を超えた分の残業代ですが、 ほとんどの会社では 1.35 に変えたらしいですよ。 ウチは 1.25 のままなんですか?』と聞いてきた!
- □ 従業員代表になっている者が『他の従業員から1ヶ月 45H(42H)を超える残業の割増率引き 上げはどうなっているのか?と聞かれている』と言ってきた!
- □ 従業員が『学校の用事で1時間の有休をとりたいのですが・・・』と言ってきた!
- □ 『有休があまるから、時間単位で使っていきたい』と言ってきた!

まだまだ先の見えない厳しい経営環境の中、中小企業経営者の方々が知恵を絞って経費削減や受注の維持・増加に日々努力されている姿を目の当たりにしています。『経費を増やすなんて考えられない、それどころじゃない』という中でも、来年4月の労基法改正は待ったなしでやってきます。

今回の法改正は残業への対応が一つの大きなポイントになっています。確かに、休業を実施していて残業なんてとんでもないという状況の企業も多いでしょう。現場社員は仕事が減っているから残業することはないはず、けれども社内をよく見回せば



一部の従業員は残業時間が飛びぬけて多い、また、営業は何とか受注を増やすために朝早くから夜遅くまで頑張ってくれいている。事務の仕事はといえば受注は減っても管理の業務量はあまりかわらないしその人にやってもらわないと困る仕事だから残業代を払ってでもやってもらいたい、管理部門の人が減って逆に残業時間が増えている、そんな状況はありませんか?

会社の生き残りをかけて努力している経営者の姿をどこまで従業員が理解してくれているでしょうか?ウチの従業員はいい人ばかり、コミュニケーションも取れているし、いくら労働基準法が改正されても無理を言ってくる人なんていないと考えていませんか?そうであればいいんですが・・・

従業員も生活するために必死です。インターネットを利用すれば従業員にとって都合の良い情報も簡単に 手に入れられます。権利意識が強まっている昨今からすれば、法改正を楯にハッキリと要求してくることも 容易に想像できます。

中小企業経営者は本業に専念するあまりに、後手後手の対応になってしまうことがよくあります。いざというときにチグハグな対応にならないよう今から法改正の内容をしっかりと理解し、やるべきことはやり、 やらなくても良いことは従業員に説明できる準備をしておく、まさに今がそのタイミングです。

■ セミナー申込方法

下記申込書を FAX でお送り下さい。折り返し、参加証、会場案内図、請求書をお送りいたします。

■ 主催・申込先 西遠労務協会 〒433-8105 浜松市北区三方原町314-2 TEL 053-436-1033

URL http://www.seienroumu.com

*** 労基法セミナー 参加申込書 ***

Fax 番号 053-436-1138 (西遠労務協会宛 HP 用)

フリガナ 貴社名	₹	
	所在地	
Tel		Fax
フリガナ		フリガナ
ご参加者名		ご参加者名
役職		役職

質問内容

※まずはセミナーにお申込みください。ご質問は、いつ再 FAX していただいてもかまいません。